

**米国特許情報**

**米国外での逸失利益に対する損害賠償を受けることを容認する  
連邦最高裁判所の判決と留意すべき事項**

2018年07月09日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

米国特許法第 284 条には、損害賠償に関し、次のように規定されています。

- 原告に有利な評決が下された場合、裁判所は原告に、侵害を補償するのに十分な損害賠償を裁定するものとし、当該賠償は如何なる場合にも、侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティに裁判所が定める利息及び費用を加えたものを下回らないものとする。
- 損害賠償額について陪審による評決が行われなかった場合は、裁判所がそれを査定しなければならない。何れの場合にも、裁判所は損害賠償額を評決又は査定された額の 3 倍まで増額することができる。

米国特許法第 284 条は、一般的な損害賠償を規定するものです。この一般的な賠償規定は、米国特許法第 271 条(f)(2)下の特許侵害による外国（米国外）での逸失利益に対する損害賠償を特許権者が受けることを容認するか否かに関し、連邦最高裁判所において審理されていました。

そして、2018 年 6 月 22 日、米国特許法第 284 条に規定の一般的な損害賠償規定が、米国外での逸失利益に対する損害賠償を特許権者が受けることを容認する旨、連邦最高裁判所は判示しました。本件の最高裁判決について、以下に詳細に説明します。

**【全 5 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。